

高知よさこい情報交流館管理運営に関する年度協定書（案）

高知市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、令和 年 月 日に高知よさこい情報交流館の管理運営に関して締結した「高知よさこい情報交流館管理運営に関する基本協定書」（以下「基本協定」という。）第10条の規定に基づき、高知よさこい情報交流館管理運営に関する年度協定（以下「年度協定」という。）を締結する。

（年度協定の目的）

第1条 この年度協定は、高知よさこい情報交流館の管理運営業務の令和〇年度の業務内容及び指定管理料を定めることを目的とする。

（令和〇年度の業務内容）

第2条 甲及び乙は、令和〇年度の業務内容が基本協定に定めるほか、別紙「令和〇年度事業計画書」に定めるとおりであることを確認する。

（協定期間）

第3条 この協定による協定期間は、令和〇年4月1日から令和△年3月31日までとする。

（令和〇年度の指定管理料）

第4条 令和〇年度の指定管理料は、金〇, 〇〇〇, 〇〇〇円（うち消費税及び地方消費税の額〇〇〇〇〇円）とする。

（指定管理料の支払）

第5条 乙は、甲に対し令和〇年度の指定管理料について、次の表の左欄に掲げる月において、同表右欄に掲げる金額を請求するものとする。

| 請求月 | 請求金額 |
|-----|------------------|
| ●月 | 円（消費税及び地方消費税を含む） |
| ●月 | 円（消費税及び地方消費税を含む） |
| ●月 | 円（消費税及び地方消費税を含む） |

2 甲は、請求書を受領したときは、当該請求書を受領した日から30日以内に支払うものとする。

（疑義等の決定）

第6条 年度協定に定めのない事項については、第一義的には基本協定によるものとする。基本協定に定めのない事項については、甲と乙の協議の上、これを定めるものとする。

本協定を証するため、本書を2通作成し、甲乙がそれぞれ記名押印の上、各1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 高知市
代表者 高知市長 岡 崎 誠 也

乙 所在地
団体名
職名 氏名